

令和 2 年度 京都市国民健康保険事業特別会計決算概要

1 基礎計数

項 目	2 年度予算 (A)	2 年度 実績見込 (B)	差引 (B - A)	(参考) 元年度実績
一般被保険者数	299,000人	297,581人	△1,419人	303,233人
一般世帯数	203,000世帯	203,500世帯	500世帯	205,538世帯
一般総医療費	116,161百万円	108,779百万円	△7,382百万円	114,410百万円
一般1人当たりレセプト件数	16.30件	14.65件	△1.65件	15.82件
一般1件当たり医療費	23,838円	24,947円	1,109円	23,848円
一般1人当たり医療費	388,498円	365,544円	△22,954円	377,299円

ポイント

○ 一般被保険者数の見込減

転入者について予算時点の見込みを下回ったことから、一般被保険者数がわずかに見込みを下回った。

○ 一般総医療費の見込減

一定の伸び率を見込んで医療給付費の予算編成を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えや被保険者数が見込みを下回ったこと等により、一般総医療費についても見込みを下回った。

2 財政状況

(単位:百万円)

項 目		2年度 予算額(A)	2年度決算 見込額(B)	差引 (B - A)	(参考) 元年度決算 額(C)	増△減 (B-C)		
一般医療分	歳入	保険料	16,193	15,842	△ 351	※①	16,509	△ 667
		国庫支出金等	3	1,266	1,263	※②	3	1,263
		府支出金	99,315	95,391	△ 3,924	※②	98,274	△ 2,883
		一般会計繰入金	13,960	13,950	△ 10		14,006	△ 56
		基金繰入金	0	0	0		1,183	△ 1,183
	その他	249	329	80	※④	311	18	
	小計	129,720	126,778	△ 2,942		130,286	△ 3,508	
	歳出	給付費	98,602	93,063	△ 5,539	※②	97,473	△ 4,410
		納付金	25,360	25,360	0		27,715	△ 2,355
		保健事業費	1,159	824	△ 335	※③	1,084	△ 260
京都府基金償還金		0	0	0		660	△ 660	
その他	4,040	3,914	△ 126	※④	3,441	473		
小計	129,161	123,161	△ 6,000		130,373	△ 7,212		
差引過△不足額	559	3,617	3,058		△ 87	3,704		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	5,879	5,698	△ 181	※①	5,955	△ 257
		一般会計繰入金	2,425	2,415	△ 10		2,436	△ 21
		基金繰入金	0	0	0		185	△ 185
	小計	8,304	8,113	△ 191		8,576	△ 463	
	歳出	納付金	8,414	8,414	0		8,605	△ 191
小計	8,414	8,414	0		8,845	△ 431		
差引過△不足額	△ 110	△ 301	△ 191		△ 269	△ 32		
介護分	歳入	保険料	2,003	1,956	△ 47	※①	2,069	△ 113
		一般会計繰入金	779	802	23		802	0
		基金繰入金	0	0	0		492	△ 492
	小計	2,782	2,758	△ 24		3,363	△ 605	
	歳出	納付金	3,231	3,230	△ 1		3,361	△ 131
京都府基金償還金	0	0	0		151	△ 151		
小計	3,231	3,230	△ 1		3,512	△ 282		
差引過△不足額	△ 449	△ 472	△ 23		△ 149	△ 323		
退職者等医療分	歳入	保険料	2	2	0	※①	18	△ 16
		府支出金	60	12	△ 48		116	△ 104
		その他	3	1	△ 2		3	△ 2
	小計	65	15	△ 50		137	△ 122	
	歳出	給付費	62	11	△ 51		115	△ 104
納付金	2	1	△ 1		31	△ 30		
京都府基金償還金	0	0	0		74	△ 74		
その他	1	0	△ 1		0	0		
小計	65	12	△ 53		220	△ 208		
差引過△不足額	0	3	3		△ 83	86		
歳入合計 (A)	140,871	137,664	△ 3,207		142,362	△ 4,698		
歳出合計 (B)	140,871	134,817	△ 6,054		142,950	△ 8,133		
単年度収支 (A - B)	0	2,847	2,847		△ 588	3,435		

※一般会計繰入金の内訳

項 目	2年度 予算額(A)	2年度決算 見込額(B)	差引 (B - A)	(参考) 元年度決算 額(C)	増△減 (B-C)
保険基盤安定繰入金	8,938	8,937	△ 1	9,032	△ 95
財政支援分繰入金	8,226	8,229	3	8,213	16
計	17,164	17,166	2	17,245	△ 79

収支改善の主な要因

合計 +28億円

(括弧内の金額は収支への影響額)

① 保険料収入の増 (+13億円)

新たに創設された新型コロナウイルス感染症特例減免により19億円の減免を実施したため、保険料収入も同額減少する見込みであったが、徴収率の向上や令和元年所得の増加、条例減免が減少したことなどにより13億円の収入増となったため、保険料収入は6億円の減収に留まった。

<主な影響額>

・コロナ特例減免(現年分)	△19億円
・徴収率の向上	+5億円
・令和元年所得の増加	+6億円
・条例減免の減少	+2億円

② 国庫支出金、府支出金の増 (+8億円)

予算編成段階では見込んでいなかったオンライン資格確認システム改修費に係る国補助金(2億円)、見込み以上に確保できた府特別調整交付金(6億円)が黒字要素となっている。

給付費の執行額は55億円減少しており、財源である府支出金も同額減少する見込みであったが、39億円の減少に留まっている。

差額の16億円と国庫支出金の増加分を合わせ約29億円の増加となっているが、この増加分にはコロナ特例減免に係る国・府支出金の21億円(還付金2億円含む)が含まれており、これは保険料の減免額と相殺されるため、8億円の黒字となる。

③ 保健事業費の減 (+3億円)

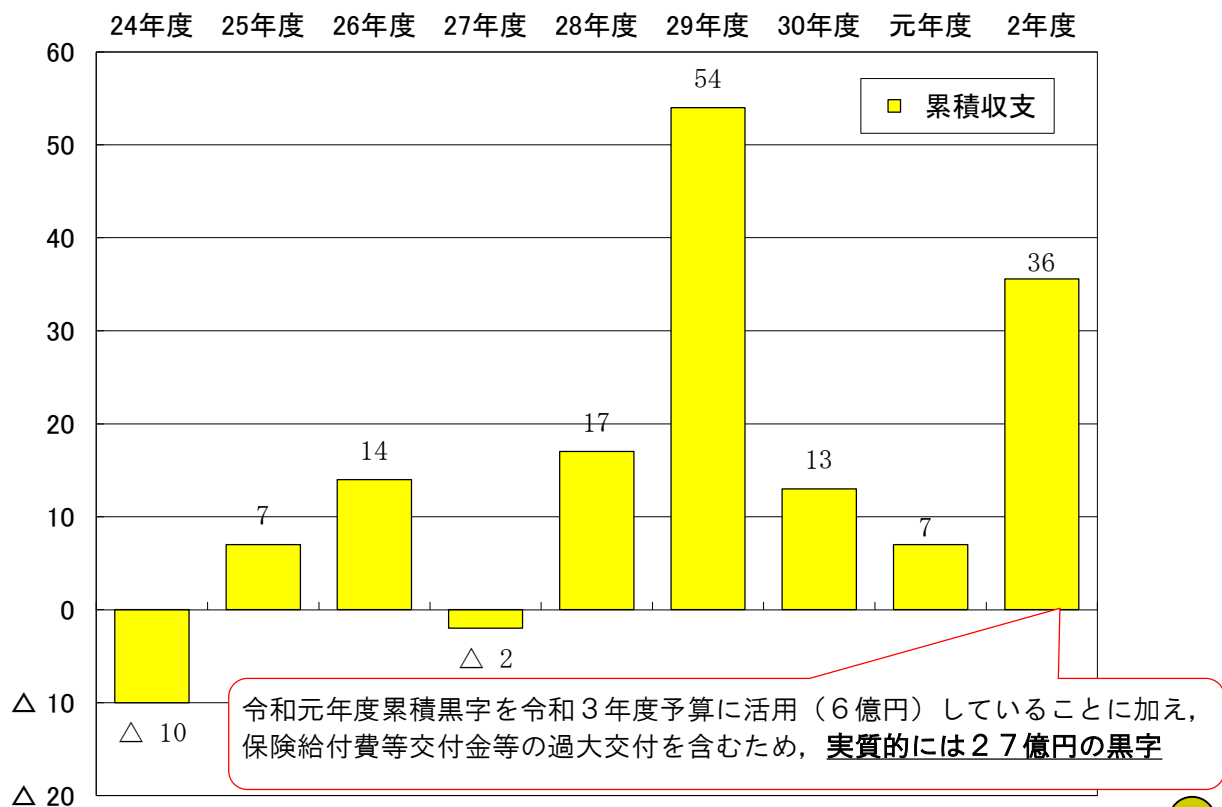
新型コロナウイルス感染症の影響で特定健診の受診者数が減少し、委託料の減となった。

④ その他経費の節減等 (+4億円)

事務費節減のほか、保険料還付金の減(コロナ特例減免分を除く)や審査支払手数料の減少により黒字要素となった。

3 累積収支の推移

(億円)



令和2年度末累積収支 36億円の黒字 (保険給付費等交付金等の過大交付を差し引くと27億円の黒字)

令和2年度決算見込においては、単年度で28億円の収支改善となり、累積収支は36億円の黒字となる。

しかしながら累積収支には、令和3年度予算で活用している令和元年度の実質黒字6億円に加え、令和2年度に給付費に対する財源として京都府から交付を受けた保険給付費等交付金（翌年度に精算調整）やコロナ特例減免の財源として交付を受けた災害臨時特例補助金（翌年度返還）等が3億円の過大交付となっており、実質的な黒字は27億円となる。

引き続き、保険料の徴収率向上等による歳入の確保に努め、後発医薬品の普及啓発、特定健康診査や健康啓発事業等による被保険者の健康づくりなど医療費の適正化を推進し、国保運営の安定化に努めていくとともに、被保険者が将来にわたり安心して医療を受けられる制度となるよう国を保険者とした医療保険制度の一本化と、それが実現するまでの間の更なる財政支援の拡充について国に対して強く要望していく。

京都市行財政改革計画における国民健康保険事業特別会計の取組について

1 行財政改革計画について

本市財政は、毎年度の収入だけでその年度の支出を賄えない収支バランスの不均衡が長く続いており、この収支不足を将来の借金返済のために積み立てている公債償還金を取崩して補てんしており、このままでは、公債償還金が枯渇し、近い将来財政再生団体になる恐れもある危機的な状況にある。

本計画は、「はばたけ未来へ！ 京みやこプラン2025」（京都市基本計画）（令和3年3月策定）の「行政経営の大綱」に掲げる財政構造の抜本的な改革を着実に実行し、公債償還基金の枯渇を回避するとともに、基金の計画外の取崩しからの脱却の道筋を示すために策定するもの。

計画期間は、令和3年度から7年度（5年間）で、とりわけ直近の令和3年度から5年度の3年間は、現下の危機的な状況を克服し、持続可能な財政運営への道筋をつけるため、特に重要な「集中改革期間」として位置付け、集中的な改革に取り組むこととなっている。

【計 画 期 間】令和3年度～7年度（5年間）

【集中改革期間】令和3年度～5年度（3年間）

2 行財政改革の取組

- (1) 事業見直しや受益者負担の適正化等
- (2) 投資的経費のマネジメント
- (3) 公共施設のマネジメントと資産の戦略的な活用

(4) 全会計連結による改革の視点

特別会計の収支改善に努め、本市の財政（一般会計）からの支援を縮減し、各会計の自律性を強化する取組を推進

- (5) 組織・人員体制の適正化、人件費の削減

3 国民健康保険事業特別会計における取組について

国民健康保険は、医療費の半分を加入者の保険料で、残り半分を国等からの公費負担で賄うことが原則となっているが、本市の場合、被保険者の負担軽減を図るため、本市の財政（一般会計）から約83億円（令和2年度予算・地方交付税措置31億円を含む）の支援を行っている。

これにより、保険料を約3割軽減（※1）する一方で、本市の財政（一般会計）における負担は大きく、個人市民税納税者1人当たり13,000円の負担が生じている。

本市の財政（一般会計）と国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう、また、コロナ禍における被保険者への影響も考慮して、本市独自の財政支援の今後のあり方について、見直しに向けた検討を行う。

（※1）被保険者1人当たり保険料124,000円→97,000円）